

# 視点

## 福島県医業承継バンクの状況



福島県医師会常任理事

清原 尚

### はじめに

福島県内の診療所数が、2018年時点で1,351施設で、2008年と比較すると151施設減少しています。診療所の廃院も新規開業よりも多いペースで進んでいます。また、県内の診療所開設者は、約6割が60歳以上で、医師の高齢化が更に進み、後継者がいなければ診療所の減少に拍車がかかり、地域によっては医療体制に空白が生じる事態が容易に想像されます。後継者として近親者に期待できない場合、第三者に診療所を譲ることを考えますが、その後継者を探すことは容易ではありません。福島県内の医師不足が喫緊の課題となっている中で、地域医療を支えている診療所を承継していく人材の確保を急がなければと考え、福島県医師会は平成31年（2019年）2月4日に福島県医師会事務局内に『医業承継バンク』を設置し事業を開始しました。6年3か月が経過した現在、福島県医師会が運営している『医業承継バンク』の状況について報告します。

### 福島県の医療施設従事医師数（一般診療所）の推移・年齢階級別診療所従事医師数

医療機関の勤務医数は東日本大震災以降大きく増加していますが、診療所の医師数は緩やかに減少しており、東日本大震災前までには回復していない状況です。診療所勤務の医師は令和2（2022）年12月時点で55歳から69歳までの医師により全体の過半数が構成されており、また、平成22（2010）年から令和2（2022）年までの医療施設従事医師の平均年齢の推移の図表1よりわかるように年々高齢化が進んでいます。

### 医業承継による開業の種類

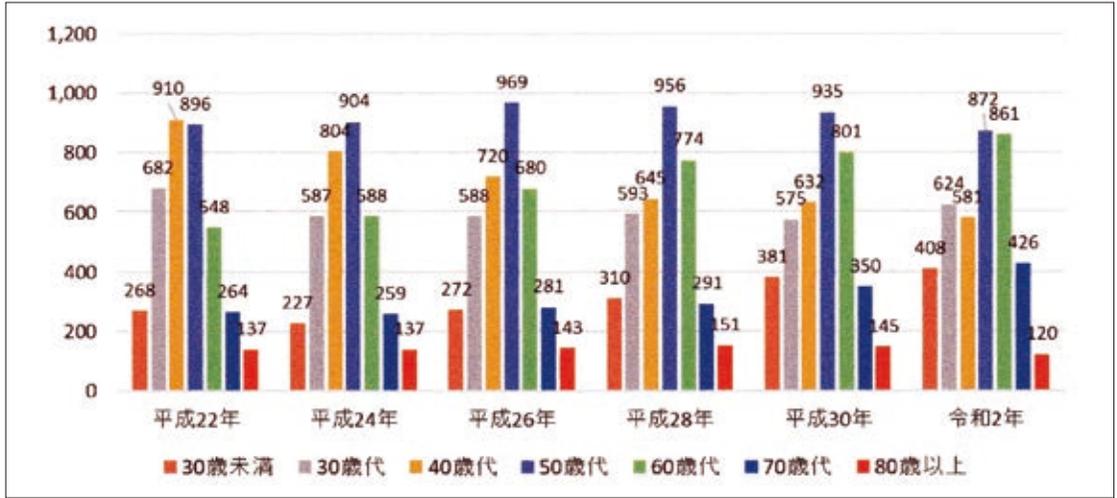
『医業承継』には、大きく分けて3つのパターンがあります。

#### ① 個人の診療所の承継

同じ場所で同じ建物を使用して診療も継続的に行うのですが、制度的には新規開業と同じ扱いになり、よって保険医療機関コードなどもすべて新しい番号になります。

図表1 医療施設従事医師数の年齢構成

（単位：人）



資料：H30、R2 医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）  
 H22～H28 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）  
 ※令和2年のいわき医療圏についてはいわき市の調整後の数値  
 令和6年第8次（前期）福島県医師確保計画

② 医療法人の診療所の承継

法人の理事長を交代するだけになるため、法人の登記や定款の変更申請が必要になりますが、保険医療機関コードは変わることはありません。

③ 閉院した医療機関の承継

閉院した医療機関の建物を使用して開業する場合には、新規開業扱いになります。この他にも細かいものでは、複数のパターンがあります。

医業承継バンク運営状況（令和7年3月31日現在）

令和6年度までの登録者数の推移は、毎年ある程度定期的に登録はあるものの、閉院する医療機関がかなり存在しているので、まだまだ県内の医療機関にこの『医業承継バンク』事業が浸透しきっていないと感じています。また、開業希望医の登録者91名の県内外の内訳は、県内医師が59名、県外医師が32名です。県外登録医師の多くは、福島県出身者や福島

県立医大卒業の方など福島県にゆかりのある方が多く登録されています。

令和6年度（令和7年3月31日まで）に開業希望医と譲渡希望医療機関とのマッチングは、22件成立しています。基本合意から開業までの期間が非常に短いパターンから数年先というパターンまで様々あります。開業を希望する先生と譲渡を希望する医療機関のそれぞれの条件などを考慮しながら、譲渡日なども話し合いの中ですり合わせていき、最終的に両者の合意に至る形で取りまとめています。ちなみに昨年度（令和6年度）は8件のマッチングが成立しています。

医業承継バンクの運営の流れ

最初に、福島県の『医業承継バンクマッチングナビ』というホームページへアクセスしていただき、医業承継バンクに登録してもらいます。登録いただいた方とは、一度面会をお願いします。

開業希望の医師には、より詳しく希望を聞

き取り、譲渡を希望する医療機関に対しては医療機関内を見学させてもらい、写真を撮らせて頂いています。

登録いただいている医療機関の3分の2は非公開を希望しておられますので、面談後に事務局が条件の合う医師と医療機関があるかを検討して、条件に合う医師と医療機関があればそれぞれに紹介して、まずは医療機関の見学を兼ねた登録者同士の面談をしていただきます。

そこで秘密保持契約を結んでいただき、さらに承継に向けた話し合いを進めていくようになった場合には、医療機関側に決算書の写しなどを提出いただき、財政面などについても資料を見ながら開業希望の医師に検討いただきます。その際、県医師会で提携している医療経営コンサルタントから決算書などを基に、今後の経営などについても説明頂きます。

資料の確認後、最終的な判断をしてもらい、条件面で両者が納得した場合に基本合意書を作成して署名してもらいマッチングの成立という流れになります。

## 『医業承継バンク』登録の仕方

『医業承継バンクマッチングナビ』というバンクへの登録ができるホームページにアクセスしてもらい、譲渡希望医療機関は譲渡希望用の登録用紙、開業希望医師は開業希望医の登録用紙に記入してもらいます。主な登録内容は、基本的な情報を記入してもらい、不正な登録などを防ぐために医籍番号と医籍登録年月日は必須事項となっています。基本的には、Eメールでのやり取りを行うことにしております。しかし、譲渡希望の医師は、医業承継について従業員にまだ話されていない場合もあり、また、Eメールに不慣れな先生に対しては基本的に電話でのやりとりで行うなどして、従業員の目にふれるFAXでのやり取りは絶対に禁止としています。

譲渡希望の医療機関は、基本的に医師会に入会されていますので登録時に問題になる医療機関はありません。しかし、開業希望の医師をよそおって、譲渡希望の医療機関の情報などを手に入れようと、不正に登録する企業などを防ぐためにも、開業希望の医師には医

## 医業承継バンク実務（面談）

### ○登録者面談

開業希望	譲渡希望医療機関
①開業希望の理由	①譲渡希望の理由（後継者の有無など）
②開業希望地域を指定した理由	②土地建物の所有者と売買と賃貸
③理想の開業(内装や設備、周辺環境)	③建物における修繕箇所等
④土地建物の売買または賃貸の希望	④電子カルテ等の設備の状況
⑤具体的な開業時期と必要な期間	⑤所有している医療機器
⑥他の業者への登録の有無	⑥引継ぎ期間（共同診療）の可否
⑦家族や後継者の有無	⑦他の業者への登録の有無
⑧希望する今後の対応	⑧希望する今後の対応

※面談会場は開業希望医はホテルや医師会館、譲渡希望は当該医療機関にて実施

表 1

籍登録番号に関連する情報などを必須として申請時に記入いただき、その情報を元に厚生労働省の『医師等資格確認検索』により医師の登録があることを確認してからバンクへの登録を許可しています。

登録時、開業希望医・譲渡希望医療機関それぞれと面談をさせていただいていますが、面談時に特に8つの項目(表1)などをお聞きしています。その際、開業希望医とは、医師の勤務地又は住んでいる近隣のホテルの会議室などを借りて面談をし、譲渡希望医療機関は、医療機関に伺ってお話をし、施設内の写真を撮らせていただいています。

### 医業承継時の開業補助金

県医師会が運営している『医業承継バンク』を介して開業した場合のみ、福島県の補助金が必ず使えます(表2)。その他に補助金を出している市町村もありますし、新規開業のみ対象や診療科に縛りがあるなど条件がありますが、条件が合えば福島県の補助金と市町村の補助金が使えます。しかし、同じ目的に使用することはできません。例えば、土地建物取得に県補助金を利用し、器械など設備品に市町村補助金を利用することなどは可能です。

開業補助金一覧

	対象	限度額	備考
福島県	承継	2千万円(対象費用の1/2)	
伊達市	承継	1千万円(対象費用の2/3)	
白河市	新規・承継	新規 小児科・産科 5百万円 在宅医療支援 2百万円 承継 2百万円	開設者以外の医師1人につき500万円加算
南相馬市	新規	5千万円(対象費用の1/2)	小児科、産科、耳鼻咽喉科、皮膚科のみ
いわき市	新規	① 3千万円(対象費用の2/3) ② 2千万円(対象費用の2/3)	① 分娩できる施設を有する産婦人科・参加、小児科 ② 上記以外の診療科

表2

### 福島県医業承継バンク開業後の状況調査

福島県医業承継バンクを活用して開業された各医療機関において、開業後の運営状況も含めた感想などアンケート調査を実施しましたので報告します。

#### 対 象

令和元年（平成31年）から令和7年に開業  
または開業予定の医療機関・医師に対して

#### 調査方法

インターネットより質問状を送付、回答

回答 15名

### 質問事項と回答の集計

- (1) 医業承継を通じてマッチング後、すでに開業されていますか。

既に関業している	12
基本合意しており、これから開業予定である	3

- (2) 開業または開業予定の年

令和3年	2
令和4年	5
令和5年	2
令和6年	2
令和7年	3

- (3) 開業または開業予定の月

1月	1
2月	1
3月	2
4月	3
5月	1
6月	1
7月	2
8月	1
9月	1
12月	1

(4) 医業承継バンクの活用について

非常に良かった	11
良かった	3
悪かった	0
活用しなければよかった	0

(5) (4)の回答で「非常に良かった」、「良かった」と答えた理由【複数選択】

開業資金を低く抑えることができた	12
補助金が活用できた	10
専門家（コンサルタント）の対応が適切であった	7
開業までの期間が短く済んだ	4
事務局の対応が適切であった	8
開業後の運営がすぐに安定した	2
前院長からのアドバイス等がもたらえた	5

(6) 現在の状況について

開業後3年以上5年未満	1
開業後1年以上3年未満	7
開業後1年未満	1
開業前	1

(7) 開業後の状況について

非常に経営状態がいい	1
経営状態はまあまあよい	5
経営状態は良くも悪くもない	2
経営状態はあまりよくない	1
経営状態は非常に苦しい	0

(8) 開業後の感想

開業してよかった	9
勤務医の方が良かった	1
医療以外の経営等について勉強になった	7
時間の自由が利くようになった	3
医師会活動に触れる機会が増えた	0
自身が閉院するときも医業承継バンクを活用したい	7
他の医師にも医業承継バンクを推奨したい	3

(9) 開業後の困りごとについて

医業承継バンクに相談したい事項があった	0
専門家に相談したい事項があった	5
相談したい事項はなかった	4
その他	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後開業の予定</li> <li>• 大家さんとの関係性</li> <li>• いろいろな業者の方との話しで理解出来ない事が多かったこと。</li> </ul>	

(10) 医業承継バンクの改善点

ホームページをわかりやすくする	3
広報媒体を増やす	5
登録者（医療機関）数が少ない	1
補助金の増額	3
事務局からのレスポンスが遅い	0
特になし	3

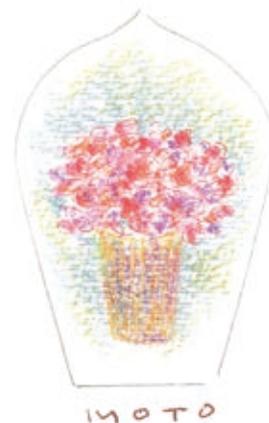
(11) (10)の回答で補助金の増額を選択した方へ、具体的に希望する補助金  
（現在は最大で4,000万円の1/2の2,000万円）

3,000万円	2
4,000万円	1
5,000万円	2
その他	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状で良いと思いますが物価や診療報酬の変化に応じて対応していく必要があるかと思います。</li> <li>• 精神科で初期投資が少なかったため、3,000万円の1/2の1,500万円でした。</li> <li>• 増額を選択していませんが、登録しないと進まないようです。</li> </ul>	

(12) その他に医業承継バンクに対する要望や意見の記入

- 皆さんが感じているかと思いますが、高齢な開業医でやめたがっている先生もいるので、完全に閉院する前にそのような先生をマッチングにとり込めればよいと思いました。なかなか難しそうですが。
- 今になって承継した医療器械が壊れるようになった。大きい機器は開業時に補助金を利用して買い換えていた方がよかった。
- 全くの新規開業はお金もかかり（坪単価あたりの建築費用は増加傾向のため）大変だと思います。修繕し旧クリニックをリニューアルする形での医業承継は低資金で開業できるため、今後増えていくと思います。
- 医業承継バンク事務局の方々に心より御礼申し上げます。
- 承継する側の医師は高齢の場合が多いと思われます。

- 承継締結後に、必要書類の準備が遅かったり、承継後のリフォームの際に必要な現地調査等にご理解をいただくのに難渋する場面も多々ありました。
- 承継の説明の際に、両者にどのような流れで承継～売買契約に至るのか、承継される側が承継したものをどのように使用するのか、必要な書類が何になるのか、承継後にどのような調査が必要になるのかまで、第3者である承継バンクが立ち会いの下、承継する側、される側の両者に十分確認しておく必要があると思われました。
- 現在の当院の問題点は、医療承継とは直接関係ありませんが、大家さんとの関係にかかわる問題は、常にありうることだと思います。過剰な関わりをある程度制限することを明文化すべきと思います。
- 無事に開業できるかが心配なところですが、何とかやってきたと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- 開業医の減少は、地域医療の存続には致命的です。地道な活動ですが、末永く頑張ってください。
- こういうシステムがある事を知らない医師が沢山いると思うので、もっと宣伝するとよいと思います。



過疎地域で新たな診療モデルを実践

へき地における医療の体系(図1)は、福島県内南会津エリアにおいて特に深刻な問題です。特に令和6年3月南会津町伊南地域の医療を担っていた民間の医療機関が閉院し、無医地区の状態となりました。近隣の医療機関まで約15kmの距離もあり、高齢者が利用できる公共交通機関が十分ではなく、住民の医療環境の確保が喫緊の課題となっていました。今回「福島県医療承継バンク」を介して

マッチングした医師との間で、対面診療とオンライン診療を併用した新たな地域医療を令和7年度から開始することで合意し、在宅医療を含めた過疎地域における「プライマリ・ケア」の提供を目指すことになりました。

診療方法では、初診については対面として、オンライン診療を希望する利用者については、職員が患者宅を訪問しオンライン診療のサポートを行うとしており、今後の経過の推移を期待しています。

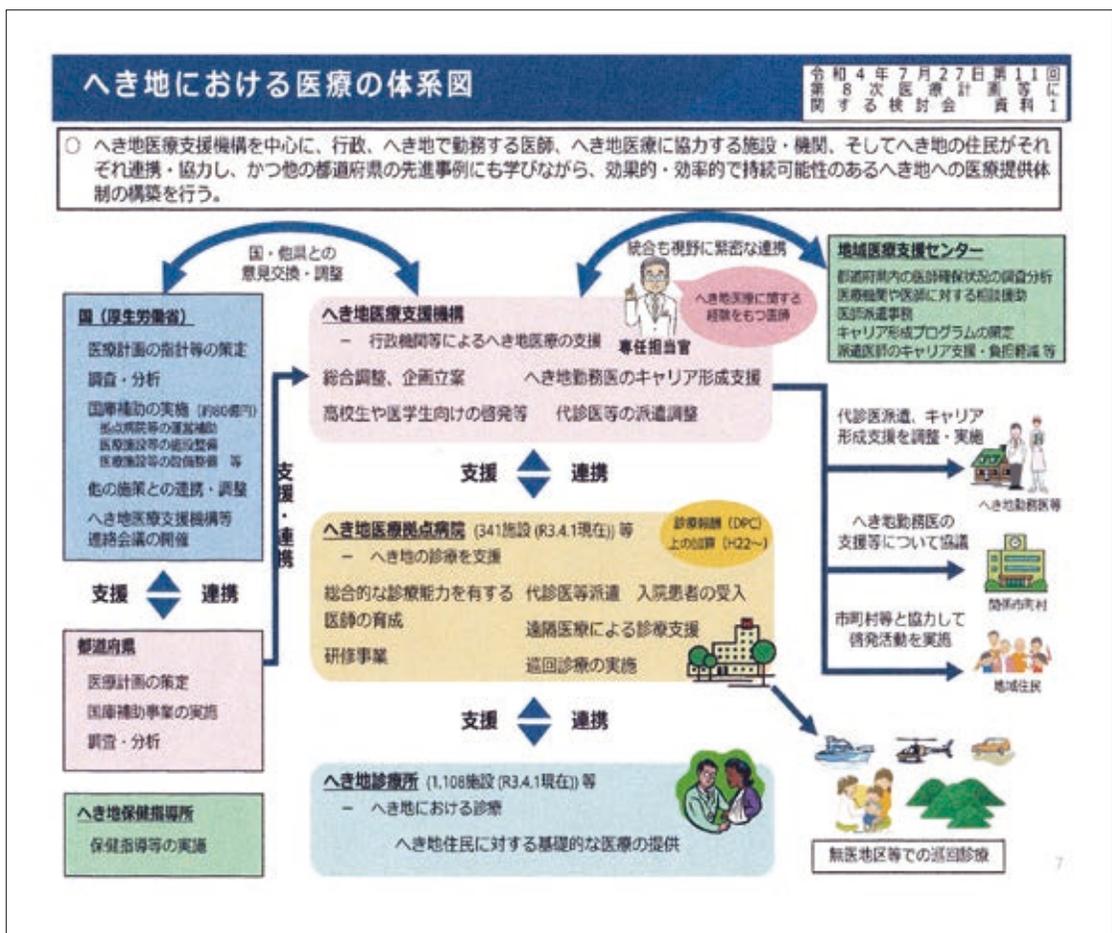


図1

## おわりに

今回のアンケート調査結果の中でも(12)医業承継バンクに対する要望や意見の記入に書かれているように、『医業承継バンク』の存在及びシステムがまだまだ理解されていないと感じております。医業承継バンクによるマッチングに向けた希望の相手は、早い時には1ヶ月かからずに見つかることもあります。長い場合には2年かかった事例もあります。そこから、医療機関の見学や資料作成と説明などを行うと3ヶ月ほど時間が必要になります。

そして、最終的に基本合意の作成に取り掛かるのですが、土地建物を不動産鑑定士に評価してもらうのに約1ヶ月かかり、その評価額を元に銀行に事業計画書を作成し提出して借入の仮審査を行うなどしていると、さらに1ヶ月ほど時間がかかります。よって、1件の医業承継のマッチングが成立するまでに早くても半年は手続きに時間がかかります。『閉院します』というタイミングで登録いただいても、すぐにマッチングの相手が見つかるとは限りません。ご自分の代で閉院するという医療機関では、ご自分が何歳ころに引退しようと考えた時点でご登録いただけるように、常日頃から選択肢としてお考えいただけるように広報などで、お願いするようにしていきたいと考えております。

また、マッチングが1件ずつ完結して次に移行していくわけではありません。同時進行にて数件のマッチング成立までのプロセスを行いつつ、新規の登録があった場合には、面談や登録者からの希望により専門家との面談の依頼があれば事務局も立ち会っていますので、登録件数が増えていくことで、事務局の業務量が非常に多くなると共に、すべての状況を記憶し管理していくことには困難になっています。これらの問題を解決するためのシステム化は、非常に重要であると考えています。しかし、開業希望医師は勤務先医療機関に辞めるのではないかと見られて仕事がしづらくなる可能性があったり、譲渡希望医療機関は患者や近隣の医療機関に閉院するのではないかと噂が流れ、患者減少などの可能性が出てしまうなど、医業承継バンクとの関係性は非常に表に出すことが難しい内容であることから、事務局が直接対応せざるを得ない状況となる部分が多く、どのようにことを進めていくかは一つの大きな課題であると思われます。

最後に、医業承継のマッチングが成立しても、M&Aのように成功報酬を頂くことはありません。すべて無料ですが、事務局の経費もかかることから今後この点についても課題と考えています。